

広島県告示第九百七十三号

平成三十年広島県告示第三百二十七号（土砂災害警戒区域等の指定）で土砂災害特別警戒区域として指定した区域のうち、次の区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の規定による特定開発行為に係る対策工事等が完了した。

令和三年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 土砂災害特別警戒区域の名称

高屋堀（八四一九）

二 開発区域の名称及び所在地

1 名称

高屋堀（八四一九）

2 所在地

広島県東広島市高屋町高屋堀二四〇四番一外一七筆

三 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

1 住所

広島県東広島市八本松東三丁目一二番六五号

2 氏名

有限会社セイビ不動産

四 特定開発行為検査済証交付年月日

令和三年九月三十日